

軽井沢 IT 同好会 会則

(名称)

第1条 本会は、「軽井沢 IT 同好会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、軽井沢のリゾート地としての健全な発展と地域振興の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1, 軽井沢に関する調査及び研究
- 2, 軽井沢に関する情報収集及び提供
- 3, IT 技術の積極的実践
- 4, その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(入会資格)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人、企業、団体を以て組織する。

(役員)

第6条 本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2, 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とし、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

(運営)

第8条 本会の運営は、会費をもってあてる。会費は一口年額1,000円とし、一口以上とする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(変更)

第10条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則

この会則は、平成26年2月1日から施行する。